

第 5 回 養老川流域懇談会 議事録(全文)

平成21年2月18日(水) 14:00～

市原市勤労会館 YOU ホール 3F 多目的ホール

1. 開会.....	1
2. 挨拶.....	2
3. 委嘱状交付.....	3
4. 規約改訂.....	3
5. 委員紹介.....	4
6. 委員長挨拶.....	5
7. 議事.....	7
7-1 第4回流域懇談会意見要旨と対応方針.....	7
7-1-1 養老川河川整備計画(原案修正).....	7
7-1-2 討議.....	15
7-2 事業再評価.....	24
7-2-1 事業再評価の趣旨.....	25
7-2-2 事業の進捗状況.....	26
7-2-3 事業の費用対効果.....	26
7-2-4 討議.....	28
8. 報告事項.....	32
8-1 高滝ダムの堆砂について.....	32
8-2 洪水時の雨量・水位情報提供.....	35
8-3 報告事項に対する意見交換.....	35
9. 閉会.....	37

下表の出席者のほか、一般傍聴者 9 名、報道関係者 1 名(京葉新聞社)が参加し、懇談会が行われた。

第 5 回養老川流域懇談会 出席者一覧表

(敬称略、順不同)

区 分	所 属	役 職	氏 名
委員	委員長	木更津工業高等専門学校	准教授 石川 雅朗
	学識 経験者	埼玉大学教養学部	教授 梶島 邦江
		東京大学大学院	准教授 (欠席) 中井 祐
	及び	千葉県環境研究センター水質環境研究	室長 小倉 久子
		千葉県生物学会	会員 田邊 盛光
	地域 代表	市原市市西土地改良区	理事長 鶴岡 和幸
		養老川漁業協同組合	組合長 松本 辰之助
		市原市「川を美しくする会」	会長 岡本 良一
			副会長 (随行者) 丸山 定男
		市原市「五井まちづくり協議会」	会員 高石 泉
		高滝湖観光企業組合	理事長 三原 澄男
		大多喜町「老川地区開発協議会」	会長 (欠席) 永島 衛
		大多喜町老川地域	代表 正木 武
	市・町 関係	市原市	市長 佐久間 隆義
			土木部長 (随行者) 泉水 孝男
		市原市	教育長 山崎 正夫
大多喜町		町長 田嶋 隆威	
大多喜町		教育長 田中 啓治	
事 務 局 (行政関係)	千葉県河川整備課	課長 (欠席) 下原 慶哲	
		河川整備室長 山崎 考一	
		主幹 伊東 時宣	
		主査 古橋 保孝	
		主査 松宮 正紀	
		企画調整室長 高澤 秀昭	
		副主幹 飯高 利則	
	千葉県河川環境課	課長 (欠席) 増岡 洋一	
		副主査 (代理人) 木村 賢文	
	千葉県市原整備事務所	所長 地引 康雄	
		次長 長谷川 敬	
		建設課長 松元 博志	
		副主幹 田中 耕	
		副主査 山口 弘達	
		副主幹 保坂 孝夫	
	千葉県夷隅地域整備センター	所長 佐久間 康俊	
		大多喜出張所長 小高 達男	
	千葉県農林振興センター	基盤整備部長 深山 純行	
	千葉工業用水道事務所	所長 飯田 博	
		主幹 小林 秀夫	
	千葉県高滝ダム管理事務所	所長 佐々木 徹	
		(随行者) 佐藤 誠司	

1. 開会

【司会（長谷川）】 定刻になりましたので、ただいまから第5回養老川流域懇談会を開催させていただきます。本日は大変お忙しい中、皆様にお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。私は本日の司会進行を務めます千葉県市原整備事務所次長の長谷川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。また本日の会ですが、午後4時を目途に設定させていただいています。会議の進行につきましては、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

各委員の皆様には、本日の懇談会の資料を既に送付させていただいていますが、本日お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。事務局の方で用意してありますので、お声を掛けていただければありがたいと思います。ございますでしょうか。

それでは早速ですが、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。まず資料につきましては、1から12番の資料があります。開いていただきますと、他も同様「資料1」と書いてありますが、第5回の流域懇談会の会議次第です。2枚めくっていただきまして、「資料2」は委員名簿です。委員名簿は訂正がありましたので、本日、机の上に訂正後の委員名簿を配らせていただいています。別紙（2）は第4回の流域懇談会の委員名簿です。

次に「資料3」ですが、養老川流域懇談会の規約です。次に「資料4」ですが、第4回流域懇談会の会議録です。次に「資料5」ですが、第4回流域懇談会の意見要旨と対応方針についてです。次に「資料6」ですが、流域懇談会の対応方針のパワーポイントです。次に「資料7」ですが、養老川河川整備計画（原案修正）の資料です。

次に「資料8」ですが、養老川事業再評価の趣旨についてです。次に「資料9」ですが、養老川事業の進捗状況です。次に「資料10」ですが、養老川事業の費用対効果の資料です。次に「資料11」ですが、報告事項として、報告事項として高滝ダムの堆砂についてです。それから最後の「資料12」ですが、洪水時の雨量・水位の情報提供の資料です。以上、資料につきまして、ご不足はございますでしょうか。なお7の資料を修正しましたので、追加で資料を机の上においてあります。後程事務局の方で詳しい説明をいたします。

また一般傍聴席の皆様には、「傍聴にあたってのお願い」、「ご意見・ご感想などをいただく意見用紙」、「懇談会資料一式」がファイルに入っています。この懇談会の中では発表で

きませんが、意見用紙により提出はできます。よろしく申し上げます。なお懇談会資料ですが、お帰りの際に受付に返却して下さるようお願いいたします。なお本日の会議では録音と写真の撮影を行います。また会議録はホームページ等において公表しますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それではお手元の次第に従って進めさせていただきます。まず会に先立ちまして、事務局を代表しまして、市原整備事務所所長の地引から一言ご挨拶申し上げます。よろしく申し上げます。

2. 挨拶

【事務局（地引）】 ただいま紹介いただきました市原整備事務所の地引と言います。第5回養老川懇談会の開催にあたり、事務局を代表して一言ご挨拶をいたします。本日はお忙しいところ、多くの委員の皆様がこの懇談会のためにお集まりいただき、誠にありがとうございます。養老川は上流の養老溪谷から梅ヶ瀬の美しさ、西広堰の歴史、また農業用水および生活用水、ならびに市民の憩いの場所として多大な恩恵を地域に与えています。

この養老川を整備するにあたって、平成16年3月24日に第1回懇談会を開催させていただいています。今回で5回目となります。これまでに委員の皆様から養老川について貴重なご意見や提案をいただき、これらをもとに事務局では養老川河川整備計画の案の策定に向け、課題となっています高滝ダムの下流部の堆砂の問題、および農業用取水堰の統廃合について検討を進めているところです。

このような中で養老川の整備計画は、市原整備事務所では現在、河口部の養老大橋からJR内房線の間、約3.6kmに関して護岸の整備と河道掘削等の工事をしています。この大きな目的としては、治水の安全の向上を図るためにやっています。護岸工事等がほぼ終わりましたので、今後は河川の掘削をはじめ、市民の憩いとなるためのにぎわい空間の創設等を含めて、この懇談会にかけながら整備を図っていきたいと思っています。よろしくようお願いいたします。

本日、皆様にお諮りしたい議案ですが、一つ目としては、前回の懇談会においていろいろご意見をいただいた養老川河川整備計画の対応方針、二つ目としては現在、下流部において進めています養老川河川改修事業の事業再評価について審議していただきたいと思い

ます。貴重なご意見をいただき、またそれを的確に活かしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

また報告事項としては、現在進めている高滝ダムの堆砂対策、および洪水時の情報提供についての説明をさせていただきます。これらにつきましても、委員の方々の貴重なご意見をいただき、また提案を賜って会を運営していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。本日はよろしく申し上げます。

3. 委嘱状交付

【司会（長谷川）】 次に委員の委嘱をさせていただきたいと思っております。懇談会規約第3条3項により、委員の委嘱をさせていただきたいと思っております。千葉県知事からの委嘱状を本来ならば一人ひとりに所長の地引からお渡しするところですが、誠に恐縮ではありますが、時間の都合上、各委員の机の上に配布させていただいておりますので、ご了承をお願いします。なお本日欠席されている2名の委員の皆様には、別途送付させていただいております。よろしくお願いたします。早速ですが、議事に入る前に規約改訂について事務局から説明させていただきます。

4. 規約改訂

【事務局（保坂）】 調整課の保坂と申しますが、規約改訂についてご説明をさせていただきます。まずお手元の、先程改めて配布させていただいた「資料2」と、「資料3」をご覧になっていただきたいと思っております。まず「資料3」の養老川流域懇談会規約ですが、黄色のマーカ―と朱色で表示してはいますが、黄色の部分が変更した部分、朱色の部分が新たに追加した部分です。

ここに記載している別表(1)、黄色のマーカ―で表示していますが、「資料2」の別表(2)が前回の第4回の委員名簿で、今回の第5回については「資料2」の別表(1)に改定したものです。さらに同じく黄色のマーカ―で表示している千葉県千葉地域整備センター市原整備事務所長は、組織名称変更に伴って名称変更をするものです。前は市原土木事務所長になっていました。

なお第3条に朱書きで追加してある文書については、再任を妨げない旨と、異動および役員の変更等の変更が生じた場合の任期を明記しております。第5条については、「千葉県千

葉地域整備センター市原整備事務所長」の前に「千葉県知事を代行して行う」という言葉を挿入させていただいたものです。

この件についてはご説明したとおり、委員の方々の変更および事務局の組織変更に伴う名称変更、および異動等に伴う後任委員の残留任期を明記し、本日から施行することから、議事の前に事務局から説明するものでございます。よろしくお願いいたします。

5. 委員紹介

【司会（長谷川）】 以上、規約改訂ということで説明いたしました。いかがでございましょうか。それでは前回から変わられた委員がいますので、改めて委員のご紹介をさせていただきます。委員の名簿をご覧ください。名簿順に委員の皆様をご紹介させていただきます。一言添えていただければありがたいと思います。まず委員長の石川委員です。

【石川委員長】 木更津高専の石川です。水産学、土木工学を専門としております。よろしくお願いいたします。

【司会（長谷川）】 次に梶島委員。

【梶島委員】 梶島と申します。よろしくお願いいたします。

【司会（長谷川）】 次に小倉委員。

【小倉委員】 小倉です。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（長谷川）】 次に田邊委員。

【田邊委員】 田邊です。よろしくお願いいたします。

【司会（長谷川）】 次に鶴岡委員。

【鶴岡委員】 鶴岡と申します。よろしくお願いいたします。

【司会（長谷川）】 次に松本委員。

【松本委員】 養老川漁業協同組合組合長の松本です。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（長谷川）】 次に岡本委員。

【岡本委員】 市原市「川を美しくする会」の岡本です。よろしくお願いいたします。

【司会（長谷川）】 次に高石委員。

【高石委員】 高石と申します。引き続き委員をやらさせていただきます。よろしくお願いいたします。

いたします。

【司会（長谷川）】 次に三原委員。

【三原委員】 高滝湖観光企業組合の三原です。よろしくお願いします。

【司会（長谷川）】 次に正木委員。

【正木委員】 老川から来ました正木です。よろしくお願いします。

【司会（長谷川）】 次に佐久間委員です。

【佐久間委員】 よろしくお願いします。

【司会（長谷川）】 次に山崎委員。

【山崎委員】 教育長の山崎と申します。どうぞよろしくお願いします。

【司会（長谷川）】 次に田嶋委員。

【田嶋委員】 田嶋です。よろしくどうか。

【司会（長谷川）】 次に田中委員。

【田中委員】 田中です。よろしくお願いいたします。

6. 委員長挨拶

【司会（長谷川）】 どうもありがとうございました。なお今回、ご都合で中井委員と永島委員が欠席されています。よろしくとのことでございます。今回で5回目の懇談会になりますが、初回から4回まで、高橋元千葉工業大学教授に委員長をお願いしていたところですが、前回、高橋委員長が体調を崩され、急遽、秋山元東邦大学理学部教授に議長をお願いし、進行を進めていただいたところです。

なお秋山教授についても、今回、委員として事務局から再任をお願いしたところですが、体調不良との理由で辞退させていただきたいということです。このようなことから事務局としては、市内にある椎津川の河川整備に関する流域懇談会の委員長でもあります、石川木更津工業高等専門学校准教授に懇談会の委員長をお願いしたところ、快くお受けいただいたところです。

ここで石川委員長の簡単なプロフィールをご紹介します。先生は昭和 57 年 3 月、豊橋技術科学大学大学院工学研究科建設工学専攻修士課程を修了され、平成 3 年 4 月に木更津工業高等専門学校環境都市工学科に移り、魚類生息環境の評価、魚道設計と

評価、河川計画調査立案と幅広い研究分野を専攻されており、県内の夷隅川、椎津川、小糸川、平久里川の流域懇談会の委員として活躍されています。それでは石川委員長、ご挨拶をよろしくお願いいたします。

【石川委員長】 石川です。現在の研究は魚道と魚群行動の研究をしていて、東京海洋大学の方で研究をとりまとめました。先程も申し上げましたが、一応、水産学者でもあります。『河川生態環境工学』という本がございまして、その本の著者である中村俊六先生の門下です。魚道実験等を務めておりました。

養老川につきましては、平成6年度から平成7年度に魚介類調査アドバイザーをお受けしていて、養老川については下流から上流まで主要なポイントの現地調査、魚類採捕調査を行いました。一時期、私は流域住民だったこともあります。下流の方の島野という町ですけれども、そこに暮らしたこともあります。

この流域懇談会は河川法で定められた非常に重要な委員会で、私で務まるかどうか分かりませんが、精一杯務めさせていただきたいと思います。専門家の意見の集約と同時に、流域住民の代表者、流域住民の意見をまとめるという会で、河川計画において非常に重要な会になっています。

いま、わが国の経済を見ますと、毎日、暗いニュースばかりで、大変なことになっています。川づくりは中国の古（いにしえ）の話を出すまでもなく、大袈裟かもしれませんが、国家百年の計です。対話する相手は自然環境です。技術に驕ることなく、謙虚に誠実に川づくりを進める必要があると思います。

治水というのは、文字と異なり川を支配することではなく、川を敬う気持ちを持ちながら対話していろいろな解決策を見出していくことだと、私は理解しています。それは国土交通省が提案している、多自然川づくりの目指すところでもあります。この委員会でも教育関係の方に委員としてたくさん加わっていただいています。川づくりは人づくりに似ています。もしかすると、その本質は人づくりかもしれません。経済状況などの現状に左右されることなく未来を見据えて、淡々と、かつ誠実に川づくりを進めていくことに協力できればと思って、委員にならせていただきました。

今日の懇談会は時間どおりに進めたいと思っています。皆様のご協力の程をよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

7. 議事

【司会（長谷川）】 どうもありがとうございました。それでは議事に入らせていただきたいと思います。議事の進行は、懇談会規約第4条第2項により、石川委員長にお願いいたします。委員長、よろしくお願いします。

【議長（石川委員長）】 それでは次第に沿って議事を進めさせていただきたいと思います。1番目に、第4回流域懇談会意見の要旨と対応方針について、事務局から説明をお願いします。

7-1 第4回流域懇談会意見要旨と対応方針

7-1-1 養老川河川整備計画（原案修正）

【事務局（田中）】 それでは議事の(1)第4回流域懇談会意見要旨と対応方針について説明させていただきます。私は市原整備事務所建設課の田中と言います。よろしくお願いします。失礼ですが、着席させて説明させていただきます。

まず「資料4」、第4回の流域懇談会議事録（全文）については、事前に資料を送付させていただいています。ご確認いただけているのではないかとということで、時間もございませんので、説明の方は省略させていただきます。

次に「資料5」の意見要旨と対応方針について、こちらは「資料7」の原案修正と併せて説明させていただきたいと思います。意見要旨および対応方針については、パワーポイントで見させていただきます。それから原案修正箇所に関してはお手元の資料でご確認いただければと思いますので、よろしくお願いします。

それではまず意見①ということで、面的な整備というかたちでのご意見、あるいは景観に配慮した事業の実施という意見をいただいています。これについては当日、市の都市計画との整合を図りながら、河川計画のあり方を考えていきたいと回答しております。それから景観に配慮するという点についても、検討を進めていきたいと回答しております。この対応方針については、景観に十分配慮して整備を進めるという方針で臨みたいと思います。

これの原案の修正箇所ですが、整備計画（原案修正）という「資料7」の26ページをお開きいただけますでしょうか。こちらに親水整備ということで、整備計画区間のうち下

流側から a)～e)までの区間を設定させていただいて、第一橋梁から権現堂橋までを市原市と協同して実施すると、記述を付け加えさせていただいています。また下の区分図についても、整備区間がわかるように区間図を修正しています。

それから隣の 27 ページの e)ですが、グリーンで着色している箇所は、第 4 回までの資料にはございませんでした。JR 内房線までのことしか記載されていなかったものですから、JR 内房線～権現堂橋までの間については途中に西広板羽目堰等があるということで、豊かな田園風景が形成されていることから、今後、景観に配慮した親水整備をどのように進めていくかについて検討していきたいという記載を追加しています。

次に 2 番目、ダムの堆砂の問題についての意見がございました。これについても当日の回答の中では、ダムの堆砂について今後検討し、洪水調節についても適正に行っていきたいと回答してございます。対応方針については、ダムの堆砂の問題等について、流入土砂の下流への流出、あるいは洪水調節容量まで堆砂した場合には直接撤去を行って、容量確保に努めたいという方針がございます。この詳細については、後程、報告事項の中で、「資料 11」、高滝ダムの堆砂について詳しく説明いたします。

次に 3 番目、漁業に関する記述のところ、表記の仕方について意見がございました。現在、養老川については、貝類の種苗放流は行われていないということで、かい類という表記を削除いたしました。計画原案の 16 ページ、17 ページをお開きいただけますでしょうか。16 ページの(2)漁業というところで、最後の行になりますが、「養老川流域では淡水魚」、この「淡水」という言葉を付け加えさせていただいて、その次の「かい類」を削除することにしたいと思います。

なお、ここで使われている下のグラフおよび表については、第 4 回までは平成 16 年までのものしか載せていなかったもので、最新のデータを追加させていただいています。それから隣の 17 ページですが、同じように表題が「淡水魚かい類」となっていますが、この「かい類」を削除するということです。それからデータの方も、同じように 19 年まで更新しています。

次に 4 番ということで、魚道設置についてのご意見でした。当日回答としては、魚道を設置する方向で検討しますということです。対応方針としては、今後の廿五里堰の改修または撤去時に対応したいと考えています。計画原案については、21 ページをお開きいただ

けますでしょうか。真ん中に表がありますが、その下のところに、「河口から約8 km 上流に位置する廿五里堰には魚道がなく、回遊魚の遡上が制限されていることが確認されており、流水の縦断的な連続性の回復が必要と考えられます」。このような記載が既にあることから、特に原案の方は修正しませんでした。

5番目に、河川の利用にあたっての意見がございました。これについては当日のお話の中で、手続きの問題等についてのご回答を差し上げていますが、対応方針としては、NPO 団体等のご協力を得ながら、親水整備を実施したいと考えております。原案の 27 ページをお開きいただけますでしょうか。先程の親水整備に関する記述の中で、27 ページの c) 五井大橋～養老橋付近ということで、このあたりは NPO 団体による菜の花の植栽が行われている区間で、親水性が高く、周辺の人々の憩いの場としても利用されています。これらの区間を地域住民あるいはボランティアが自由に活用できる親水空間と位置づけ、「住民が自ら考え・造り・維持管理を行う」場として、高水敷への進入路の整備を行いますと記載されています。このように記載されていることから、計画原案への修正等はありません。

次に6番目のご意見です。遊歩道の管理ということで、これは養老溪谷の方の関係でご意見をいただいております。これについては実際に現地での対応ということですので、個別に対応を判断させていただきたいと思っております。したがって計画原案への修正等はありません。

次に7番目の環境です。まず、ダムの水質ということでご意見をいただいております。高滝ダム貯水池の水質について、COD 値が高いことを表記してほしいということと、今後の水質浄化対策についてというご意見をいただいております。当日の回答としては、COD の数値を文章に明記する、それから水質汚濁防止の啓蒙啓発といった流域対策を進めることが一番肝心だということかたちで回答しています。

これについては数値を追記することと、それから高滝ダムの貯水池水質保全対策評議会等を通じながら、協議・連携を図って、各機関による対策の推進を図るというかたちで対応していきたいと考えています。原案修正に関しては、このあと8番目のダムの水質（その2）、それから9番目の養老川の水質と関連してきますので、後程まとめて説明します。

次にダムの水質（その2）ですが、飲料水として使用していることから、対策を講じて

いただきたいというご意見をいただいています。当日回答ではその方向で、地域活動で水質汚濁を防止する方法が最善であるとお答えしています。対応方針としては「上水として取水」していることを原案に追記します。それから先程お話ししましたように、水質保全対策協議会との連携、各機関による対策の推進を対応方針としたいと考えております。

それから9番目、養老川の水質ということで、水質の記述について非常に分かりづらいところがある。もう少し丁寧な説明をした方がいいのではないかと。それからグラフの書き方についてご指摘がありました。グラフについては、分かりやすく修正しますということでお答えしております。対応方針としては、ご指摘をいただいた小倉委員と相談したうえで、文章を修正していきたいということです。

それでは原案の修正部分に関して、原案の18、19ページをお開きいただけますでしょうか。まず18ページのところの水質で類型指定ということですが、第4回の資料では養老大橋地点というふうに地点名を出していました。類型指定はあくまでもエリアでとるものですので、下流部、中流部、上流部というかたちで記述を変えさせていただきます。それから養老大橋等の地点については環境基準点になっておりますので、それを追記させていただきます。

それから2行目のところで、持田崎橋（もったさきばし）という地点名が出てきます。このふりがなが「もちださきばし」となっていましたので、訂正させていただきます。

それから3行目の高滝ダム貯水池は、ダム湖と言ったり、高滝ダム湖と言ったり、この中でいろいろな表現をしています。したがって原案の中で高滝ダム貯水池と名称を統一させていただきます。

それから3行目から4行目のところで、高滝ダム貯水池についての湖沼A類型という指定です。「川と連続しているのですが、湖沼として扱われ、さらに上水として取水されていることから、湖沼A類型という厳しい環境基準値が適用されています」と修正させていただきました。

それから次の段落の3行目のところですが、「CODが5～7.5mg/lと、環境基準値の3mg/lを上回っている」と、数値を明記させていただきました。

それから次の段落のところの面源負荷、括弧してグリーンで着色している部分ですけれども、「田畑や山林から流れ出る汚濁負荷」という説明を追記しています。

それから次の段落で、湖沼の水質汚濁についてですが、「アオコ等の植物プランクトンが繁殖しやすいため、流れのある河川部分よりも水質が悪くなる傾向にあります」と、一般論を追記させていただいています。

続いて高滝ダム貯水池について、流入する河川の水質は良好な状態であるにもかかわらず、「ダム放流口の COD が高くなっているのは、貯水池内でのプランクトンの増殖による内部生産が水質汚濁の主因であるためと推察されます」と、表現を改めています。

さらにその下の表 2-7 ですが、第 4 回までは COD の到達率という表を用いていましたけれども、こちらの汚濁物質という表現の方が分かりやすいということです。例えば持田崎橋の COD は 302kg/日であるにもかかわらず、高滝ダム放流口では 1328kg/日と非常に高い数値になっていることが、これでお分かりになるかと思います。

それからこの表の下のグリーンのところを追記させていただきました。あと、その下の段落の「抜本的な」という言葉ですが、第 4 回までは「基本的に」という言葉だったのですけれども、ここをもう少し強調するために「抜本的な」という言葉に変えさせていただきました。

それから水質保全協議会についてですけれども、「県、市原市、大多喜町が実施する対策の総合的な協議、連絡を図りながら」というかたちに変えさせていただきました。協議会において何らかの対策を行うというかたちにはなっていません。あくまでも関係機関が実際の水質汚濁対策を行うかたちになっていますので、このように修正させていただきました。

次に 19 ページの地図およびグラフです。まずご指摘のあったところについてですが、左下のグラフです。高滝ダムと持田崎橋のところの基準点が昭和 60 年に変更になっているということで、第 4 回まではグラフを一緒にしていたのですが、分けて表記させていただきました。それから右の真ん中のグラフですが、平蔵川もそれぞれの地点名に合わせて分けさせていただいています。

それから先程言った類型指定についてそれぞれ旗揚げして、この区間がこのような類型指定になっているということを追加させていただいています。以上が環境について、原案の修正事項です。

それから第 10 番目として、森林の育成についてというご意見ですが、これは水質汚濁

防止だけではなく、森林育成も大事だというご意見がありました。これについては県の森林課から、森林の持つ水土保全機能を増進されるため森林整備を促進しますということで、回答をいただいています。したがって原案の方への修正は行いませんでした。

次に 11 番目、魚類の生息環境ということでご意見をいただいています。これは廿五里堰等に関してということです。当日の回答としては、廿五里堰、西広堰でお互いに水を融通し合っている状況から、現状において維持流量を確保することは難しいが、今後その点を踏まえて十分検討していくというふうに回答しています。対応方針としては、土地改良区のご協力を得ながら、維持流量の確保に努めていきたいと考えています。

原案の修正ですが、28 ページをお開きください。この中の(2)の b)流水の正常な機能の維持というところで、河川現況、取水・還元水量の実態、自然環境についての「把握を行い」に修正しています。第4回までは「把握に努める」という表記でしたが、実際にこれを行うというふうに表現を変更しています。

それから 12 番目としてダム下流の環境ということで、これはダムの排砂による下流への影響についてご意見をいただいています。これについては先程も一部触れましたけれども、ダム下流の状況を調査し、下流に与える影響調査等を行ったうえで、ダム上流部から河口部までの一連の土砂管理を検討していく中で対応していきたいと考えています。この詳細については、後程高滝ダムの堆砂についての中でご説明を差し上げます。

次に 13 番目は一般住民の方からの意見ということで、意見用紙に記載されたものです。権現堂橋から牛久楓橋までの間は、平成元年災のときに助成事業として事業を実施した区間ですが、そのときに良好な景観を保っていた木が伐採されたということで、植樹して再生に努めてほしいというご意見でした。これについては関係機関と調整のうえ、対応を検討していきたいと考えております。なお、この意見については、整備計画の区間より上流にあたりますので、特に記述の変更はしていません。

14 番目、自然歩道ということで、養老川自然歩道の未完成コースの開設促進ということです。まだ河口部において一部、未完成部分があるので、早期に完成させてもらいたいということです。この未完成部についても、関係機関と調整のうえ検討していきたいと考えています。原案の 22 ページをお開きください。一番最後の段落に「このように養老川における親水施設は、地域ニーズの反映、河川文化の活用、環境教育への発展などを目的と

して整備を進めてきましたが、施設の連続性とアクセス性等が親水利用への課題となっています」という記述があります。このようなかたちで記載されていますので、原案の修正はしませんでした。

次に 15 番目ですが、河川利用ということで、養老川沿いの自然歩道を皆様方が散策等に使われているところについては、禁漁区を設定してほしいということでした。これについては県の自然保護課等の関係機関に検討をお願いしたいと考えています。したがって計画原案への修正はしていません。以上、意見に関する計画原案への修正等について一括して説明させていただきました。

次に意見には基づかず、第4回の資料から今回、修正をかけた箇所について説明させていただきます。それでは原案の4ページをお開きいただけますでしょうか。上から3行目のところは平成17年（速報値）となっていました。これは国勢調査に関するところの速報値が出たということで、ここに入れさせていただいたのですが、既に確定していますので、「速報値」は削除いたします。グラフについても同様です。

次に6ページをお開きください。6ページの平均気温の分布や降水量の分布ということで、図3-10というのは転記したときにそのままの図番が入っていますので、これを削除させていただきます。それから下のグラフですが、これも最近のデータまで取り込んで追加しています。

次に9ページをお開きください。河川の概要の(2)激しい蛇行というところで、赤書きしてある部分を変更させていただいています。それから河川改修という言葉が重複して出てきますので、「河川改修」という言葉を削除させていただきます。

次に11ページです。治水に関する事項ということで、表の下の「中でも平成元年8月洪水では」というところで、「中でも」という言葉を削除させていただいています。

次に14ページです。先程訂正資料ということで皆様方のお手元に14ページ分の資料を配布させていただいているかと思いますが、ダムの放流に関しての記述の中で、上から4行目のところですが、第4回までは「流入量822m³/sを636m³/sに調節して放流しています」という記述にしてありましたが、単純にここは「636m³/sにカットする」というかたちで、「放流」という言葉を外しています。放流という言葉は誤解を受けやすい表現ではないかということで、国でも問題になっているところがありますので、「放流」という

言葉については削除させていただいています。

それから次の行ですが、「河口では 1220m³/s が 1070m³/s に調節されることとなっています」というふうに、第4回までは計画上のようなかたちで表現されていました。これについては今回、「低減されました」ということで、結果としてそのようになったという表現に改めさせていただいております。これは計画上こういうふうに調節されるという誤解を受けると好ましくないということです。あくまでも結果として、こういうふうに低減されたという表現に改めさせていただいております。

次にお隣の 15 ページです。最後の行のところで「ダム完成の平成2年以降は」というところを修正させていただいております。第4回までは「平成元年」となっていました。実際に完成したのは平成2年ですので、修正させていただいております。

それから次の 17 ページ、(3)観光のところですが、朱書きにしたところです。以前の表現では、中瀬遊歩道、栗又遊歩道がこのハイキングコースの中でどういう位置づけなのか、はっきりわからない。表現について問題があるのではないかとということがあって、このように表現を改めさせていただきました。それから緑色のところについては、事務局の方で追記させていただいております。

この文章の右側の、観光客の入込数のデータですが、第4回は 16 年までしか入れていませんでしたけれども、今回は 19 年までのデータを追記させていただいております。ただ養老溪谷の観光客数について、観光協会さんからのデータでは入っていなかったもので、18 年、19 年については括弧書きとさせていただきます。

次に 28 ページをお開きいただけますでしょうか。先程は流水の正常な機能の維持の説明をさせていただきましたが、その下の水質の保全というところで、まず2行目、「より水質の向上に努めます」という表現に改めさせていただいております。

それから水質保全対策協議会についての記述のところ、促進計画とかフォローアップ計画が第4回まで表現されていたのですが、実は平成 19 年に一応、事業完了したことになるので、朱書きのところをこのような表現で訂正させていただいております。

それからお隣の 29 ページ、超過洪水対策の節です。2 段落目のところで、第4回ときにはハザードマップの作成がまだ作業中でしたが、一応、平成 19 年の9月に市原市さんの方でハザードマップを作成し、公開しているということで、ここの表現を修正させて

いただいています。以上で意見と対応方針、それから整備計画原案の修正ということで説明をさせていただきました。

7-1-2 討議

【議長（石川委員長）】 どうもありがとうございました。いま事務局より説明のあった第4回流域懇談会の意見要旨と対応方針についてご意見をうかがいます量がものすごく多いので、整理しながらいきたいと思えます。まずA3の用紙があります。ここに前回の意見が集約されていますので、それについて発言された委員の方からご意見を伺って、ほかのことがあれば追加していただくかたちで進めたいと思えます。まず①番の計画全般について、梶島委員から出たご意見ですが、いかがでしょうか。

【梶島委員】 これについては結構です。ただ、ほかにありますので、あとでお伺いしたいことがあります。

【議長（石川委員長）】 根本委員から出たダム堆砂の話は、あとでまたダム堆砂として説明があります。次に河川利用の、秋山先生がご質問になったものですが、これについてご意見はありますでしょうか。表記を変えたということですが、よろしいでしょうか。

次に岡本委員から出た魚道設置、それから⑤番の河津桜の植林について、岡本委員からいかがでしょうか。

【岡本委員】 この長細い中にも書いてありますけれども、河津桜を植えるのに県の許可をいただきまして、200本植えさせていただいています。いまちょうど見頃で、ぜひ帰りにご覧になっていただきたいと思えます。

それについて河津桜を植えるのに、その隣の地主のはんこをもらってこい、もしくは腹付けを自分たちでやれという話があります。私どもは40年続いている小さな団体ですが、きれいな川にはごみを捨てないだろうということで、河津桜を植えさせてもらっています。いま200本許可になりましたけれども、ここ3年間は1本も許可が出ないということで、憂慮しています。

土手の内側、外側に植えるのに、地主のはんこをもらってこい、もしくは腹付けを自分たちでやれと、非常に難しい注文で、自宅へ桜を植えるのに、隣の人のはんこが要るのかということで、いかにも役人らしいやり方だと思えます。わからなくはないんです。桜が大きくなって、そっちへ枝が伸びたらどうするのか、虫がわいたらどうするのかとい

うことはわからなくもないのですが、そのときはそのときで対処したいと思っています。この回答では、承諾方法については前向きに検討したいとありますけれども、今度、隣のはんこは要らなくなったのかどうか、また腹付けは、県の方で要らない土砂を8 mおきに置いてもらえるかどうかということをお伺いしたいと思います。

【議長（石川委員長）】 手続きについて、事務局から追加して回答できますか。

【事務局（松元）】 事務局から説明しますけれども、建設課長の松元です。ただいまの内容ですが、前回は植樹管理のマニュアルがございまして、それにのっとり腹付けということです。当然、堤防を守るために、根が及んで堤防が破損しないように、根付けのために腹付けするという事ですから、このへんは場所にもよりますけれども、そういうことでお願いしたいと思います。

あと地主さんのはんこといいますか、承諾ということで、つい最近では虫等が出て、地主さんから苦情が来たり、枝先を切ってくれということで、当方に苦情等が寄せられます。そういう関係もあって、できるだけ地主さんのご了解をいただいて設置していただければ、将来も何ごともないのかと、維持管理するうえでもよろしいかと思えます。いまのところはそういう状況です。よろしいでしょうか。

【佐久間委員】 そんなのはよくないよ。

【岡本委員】 いまおっしゃったように、承諾よろしいでしょうかという言葉だけではいいのですけれども、はんこをもらうことになると、なかなかもらえないんです。ましてやほかへ転勤されて、そこへ地面が残っている方などはかなり厳しい。それから新しい住宅街や、川のへりの新興住宅の方などは「それで少しいただけますか」とか、いろいろな意見があります。ぜひ、はんこをもらうことはやめていただきたいと思いますが、検討していただきたいと思えます。いまの回答でなくて結構です。よろしくをお願いします。

【事務局（松元）】 分かりました。

【佐久間委員】 そういう問題はまだ何年もかかってしまうから、それではだめだよ。

【岡本委員】 市長がそう言っていますから、よろしくをお願いします。

【佐久間委員】 でも職員に責任はないかもしれませんが。これはやはり政治の問題かもしれません。すみません、佐久間です。せっかくみんながきれいにしようと言っているのに、古いマニュアルを引っ張りだして、「これがあるからだめです」とか何とか言ったら、全然

改善できない。所長判断でできないですか、地引さん。

【事務局（地引）】 たしかに河川の清掃などを含めて、「川を美しくする会」の方々、養老川のボランティアの方々には常日ごろお世話になっていて、桜も植えて相当きれいになっています。いまのお話については、前向きに関係機関と早急に協議をしていきたいと思えます。また法律がありますので、その中でうまく運用ができればと思えますので、しばし時間をいただければと思えます。

【佐久間委員】 もう一度、すみません。岡本さんの質問をとってしまって申し訳ないのですが、やはり全県的なこともあるかもしれませんけれども、地域の皆さんの思いがあるわけですね。特に養老川は市原市を縦貫する、大多喜の町長さんもいらっしゃいますが、大多喜にも関係する話だと思えますが、やはり流域の文化というものがあると思えます。ですから流域文化に照らし合わせて、その流域にふさわしいことを改善するなら改善して、常任委員会か何かに提出して議論してもらって徹底していただくことも、もしかしたら必要かもしれない。ぜひ早急に。それでもどんなに早くも次の部会まではかかるでしょうから、何とかお願いしたいと思えます。

【事務局（地引）】 ちゃんと前向きに相談します。大多喜の教育長さんもおられますが、皆さんが養老川を相当愛していることは十二分に承知しています。上流から下流まで清掃活動、美化活動がこんなに活発にやられている川はありません。そういうことを踏まえながら、いまのことについては関係機関とお話しして、うまく運用できればと思えますので、よろしく願いいたします。

【議長（石川委員長）】 よろしいでしょうか。整備計画には修正の記載は出てこないのですが、やはり話し合っていくということで、個別にいろいろな対応策を考えていただきたいと思えます。

次に移らせていただきます。河川利用の中嶋委員からのご意見ですが、今日は欠席です。遊歩道の管理について何かございますか。お願いします。

【正木委員】 中嶋の代わりに私が出ているのですが、先日、県の土木から話がありまして、木の伐採、それと椅子を置いてくれるということで、土木の方で積極的にやっただいていますので、問題はないと思えます。老川橋まで遊歩道の延長をずっと昔から頼んであるわけですが、その点はどうなんでしょうか。いまは小沢又までできているの

ですが、それを老川橋までということに昔からなっているのですけれども。

【議長（石川委員長）】 事務局、お願いできますか。

【事務局（佐久間）】 栗又の遊歩道の延長についてはご要望をいただいていますので、私どもも要望します。そちらの方もいろいろな手だてがあると思いますので、相談したいと思います。よろしくお願いします。

それと PR で恐縮ですが、昨年 9 月に兵庫県で子供が水遊び中に流されて、何名か亡くなるという痛ましい事故が起きました。これも老川地区の皆さんにご説明したのですけれども、警告看板を立てるのと併せて、ベンチを何カ所か、あと逃げ道を示す看板をつくります。よろしくお願いします。

【議長（石川委員長）】 よろしいでしょうか。それでは次に移らせていただきます。ダムの水質に関して、高石委員、お願いいたします。

【高石委員】 私がこの前言わせていただいたのは、高滝ダムは市原市、ほかの地区もそうかもしれませんが、その取水池として一般市民に供給されている水である。これが非常に汚れているので、何とかならないかということ。この⑦番、⑧番で質問させていただいて、その回答というのは「資料 7」、ブルーとグレーの間の 18 ページに書いてあります。そこも併せて見ていただければと思います。

いろいろな資料があって難しいのですが、COD と BOD というのは、早い話が水の汚れというふうに判断しています。環境基準は 3 mg/l なのに、その 2.5 倍も高いという数字が資料の中にありました。実は今回その資料がなくなって、真ん中の表に変わっているわけです。非常に高い汚濁の源水が市原市民の水とされているので、これを何とか 3 に近づける、もしくは 3 以下になるようなかたちでお願いできないかというのが、前回質問させていただいた趣旨です。

それに対する回答が 18 ページの下の方にいくつか書かれているわけですが、こういった対策はどのくらい進んでいるのか、そして水質の基準値がどのように変わってきているのかが、わかれば教えていただきたいと思います。以上です。

【議長（石川委員長）】 事務局の方で、答えられますでしょうか。

【事務局（田中）】 それについては先程も説明させていただきましたが、水質保全対策協議会が設置されていますけれども、これは連絡調整会議的な協議会で、ここで対策を講じ